

関西広域連合（仮称）について

平成 22 年 2 月

三重県政策部

1. 県議会・全員協議会（H21.12.18）における説明

本県は、関西広域連合への参加・不参加については、広域連合の必要性やメリットが不明確であるとして態度を留保してきましたが、これまでの検討結果を踏まえて現段階における県の考え方を整理し、平成 21 年 12 月 18 日に県議会の全員協議会において、知事から次のとおり説明を行いました。

本県としましては、関西における広域連携の取組は今後とも必要と考えておりますが、

広域連合の将来像が不明確であること

広域連合の設立当初に実施するとされている事務については、広域連携により十分対応できるものが多く含まれていること

広域連合設立後の事務の展開方向が不明確であるとともに、その事務について広域連合と府県との役割分担や責任の所在が不明確であり、現段階では本県にとってのメリットを判断することが困難であること

広域連合設立後もこれまでの広域連携の取組は存続すると見込まれること

従来の広域連携よりも多額の経費が必要となること

などを総合的に判断しますと、広域連合に参加する必要性やメリットが乏しいことから、設立当初から広域連合の構成団体となることについては見送るべきと考えています。

ただし、これまで実施してきた関西における広域連携の取組を今後とも円滑に継続していく必要があると考えており、設立案においても「設立当初からの参加が難しい府県や政令市との協議の仕組みを構築する」とされていることから、構成団体にはならないものの、その協議の仕組みにより、設立後の広域連合と一定の関わりを持ちたいと考えています。

また、防災や観光などの広域課題については、必要に応じて、広域連合あるいは各府県と個別に連携して参りたいと考えています。

なお、広域連合において処理する事務については段階的に拡充していく方向にあり、その議論に関わりを持っていく中で、三重県における必要性やメリットを慎重に判断したうえで、将来的に特定の事業について部分参加することも含め、参加について検討したいと考えています。

その結果、県議会において特に異論は出なかったところです。

2 . 関係府県知事会議（H22.1.8）の開催結果

関西の2府8県4政令市と経済団体から構成される関西広域機構・分権改革推進本部では、関西広域連合（仮称）の設立に向けた検討を行ってきました。

平成22年1月8日に、分権改革推進本部の「関西広域連合（仮称）設立準備部会〔関係府県知事会議〕」が開催されました。

この会議は、第5回本部会議（平成21年8月4日）の申し合わせで、「次回本部会議で関西広域連合設立案を定める」とされたことから、次回本部会議に先立ち、関係府県（三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県）の知事により、設立当初の構成団体や事務、組織などについて実質的な協議を行うために開催されたものです。

会議では、「関西広域連合（仮称）設立案」の説明が行われた後、規約に盛り込む事項や今後のスケジュールなどについて協議が行われ、概ね次のとおりの合意がなされました。

設立当初に参加を予定する府県においては、本年2月議会において、規約原案等について説明を行うこと。

各府県の議会状況を踏まえ、今年中の適切な時期に、広域連合の規約案等について、議会へ議案を上程していく。

なお、本県からは江畑副知事が出席し、「設立当初から広域連合の構成団体となることについては見送りたい。」との意向を表明しました。

この結果、広域連合の設立当初からの参加を目指す府県は、2府5県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県）となっています。

3 . 今後の対応

本県は、関西広域連合について、設立当初から構成団体となることについては見送ることを表明しましたが、関西における広域連携の取組については今後とも円滑に進めて行く必要があることから、広域課題について各府県との連携を維持していくとともに、設立後の広域連合とは、設立案に示された「広域連合と不参加団体との協議の仕組み」により一定の関わりを持ちたいと考えています。

また、関西広域連合において処理する事務については段階的に拡充していく方向にあることから、今後とも関西広域機構・分権改革推進本部会議の構成員として、引き続き、本部会議や幹事会等に参加し、議論に関わりを持ちたいと考えています。

三重県市長会 会長 様
三重県市議会議長会 会長 様
三重県町村会 会長 様
三重県町村議会議長会 会長 様

三重県知事 野呂 昭彦

関西広域連合（仮称）について

寒気の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃は、県行政の推進にあたり大変お世話になっております。

さて、関西広域連合（仮称）につきましては、これまで市長会、市議会議長会、町村会、町村議会議長会の会合の場をお借りして、検討状況のご報告をさせていただき、また先日の自治体代表者会議におきましても、現時点での「関西広域連合（仮称）設立案」（以下、「設立案」という。）をご説明させていただいたところです。

本県はこれまで、広域連合への参加・不参加については、広域連合の必要性やメリットが不明確であるとして態度を留保してきたところですが、このたび、次のとおり現段階における県の考え方を整理いたしました。

本県としましては、関西における広域連携の取組は今後とも必要と考えておりますが、広域連合の将来像が不明確であること

広域連合の設立当初に実施するとされている事務については、広域連携により十分対応できるものが多く含まれていること

広域連合設立後の事務の展開方向が不明確であるとともに、その事務について広域連合と府県との役割分担や責任の所在が不明確であり、現段階では本県にとってのメリットを判断することが困難であること

広域連合設立後もこれまでの広域連携の取組は存続すると見込まれること
従来の広域連携よりも多額の経費が必要となること

などを総合的に判断しますと、広域連合に参加する必要性やメリットが乏しいことから、設立当初から広域連合の構成団体となることについては見送るべきと考えています。

ただし、これまで実施してきた関西における広域連携の取組を今後とも円滑に継続していく必要があると考えており、設立案においても「設立当初からの参加が難しい府県や政令市との協議の仕組みを構築する」とされていることから、構成団体にはならないものの、その協議の仕組みにより、設立後の広域連合と一定の関わりを持ちたいと考えています。

また、防災や観光などの広域課題については、必要に応じて、広域連合あるいは各府県と個別に連携して参りたいと考えています。

なお、広域連合において処理する事務については段階的に拡充していく方向にあり、

その議論に関わりを持っていく中で、三重県における必要性やメリットを慎重に判断したうえで、将来的に特定の事業について部分参加することも含め、参加について検討したいと考えています。

この考え方について、12月18日に開催されました県議会の全員協議会において説明いたしましたところ、特に異論は出なかったところです。

なお、関西広域機構では来年1月8日に関係府県の知事会議を開催し、関西広域連合にかかる意見交換を行う予定であり、その会議の席上において、本県から上記の考え方について発言することとしています。

また、今後とも関西広域連合の検討状況について、適宜ご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務担当：政策部企画室
分権・広域連携グループ
山川、輪野、高濱
TEL：059 224 2089
FAX：059 224 2069
E-mail：kouiki@pref.mie.jp